

証書・賞状発行細則

〔 社団法人 日本鍛造協会
制定 平成18年 1月20日
一般社団法人 日本鍛造協会
制定 平成24年 9月 5日 〕

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本鍛造協会（以下、当協会という）の証書及び賞状について、その発行細則を定めることを目的とする。

(種別)

第2条 当協会は、証書及び賞状の2種類を発行する。

(発行)

第3条 証書及び賞状の発行は当協会会長とする。

(無災害記録に関する証書)

第4条 無災害記録達成に関する証書は、下表の通り無災害である期間により5種を発行することができる。

表 「無災害記録達成の種別」

(無災害継続月数)

第1種	第2種	第3種	第4種	第5種
12ヶ月	24ヶ月	36ヶ月	48ヶ月	60ヶ月

(無災害の定義)

第5条 無災害の定義は表彰規程運用細則第18条に定めるところによる。

(無災害記録に関する証書の発行手順)

第6条 前条の証書を希望する会員企業は安全衛生環境委員会に申請するものとし、安全衛生環境委員会はその申請内容を審査して発行を決定する。

2 団体会員傘下の企業が前条の証書を希望するときは、団体会員の長が申請する。

(無災害記録に関する証書の発行時期)

第7条 無災害記録に関する証書は安全衛生環境委員会の審査結果を得た後、期間内に申請した会員企業毎に個別に授与する。

(緑十字旗の授与)

第8条 無災害記録に関する証書を発行するに際しては、緑十字旗もあわせて授与する。

(重複発行の禁止)

第9条 既に証書を授与されたことのある会員企業は、同一期間またはより短期間の証書を申請することはできない。

(安全衛生標語に関する賞状)

第10条 当協会の事業である安全衛生標語の募集に対し、優秀なる作品をもって応募し、入選した者に安全衛生標語に関する賞状を発行する。

(安全衛生標語に関する賞状の発行時期)

第11条 第10条の安全衛生標語に関する書状は安全衛生月間（7月）に授与する。

(賞金と記念品)

第12条 第10条の安全衛生標語に関する証書を授与するに際しては、1等は1万円、2等は7千円、3等は5千円の賞金とする。佳作は3千円相当の記念品とする。

(改 廃)

第13条 この細則の改廃は、業務執行理事が起案し、会長・副会長が審議決定した後、理事会の承認を得て行う。

附 則

この細則は、平成24年 9月 5日から施行する。